

## 江田島市教育委員会会議録

平成26年8月18日（月）平成26年第10回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 401 会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	11時45分

### 2 出席委員

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

### 3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	泊野康子

### 4 事務局

学校教育課

課長補佐	田原留美子
主任	竹本益美

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第18号 平成27年度に小学校で使用する教科用図書の採択について
- (4) 議案第19号 平成27年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

- (5) 議案第20号 江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について
- (6) 議案第21号 江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について
- (7) 議案第22号 江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について
- (8) 議案第23号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について
- (9) 承認第12号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

その他

## 7 議事の概要

### ○ 三島委員長

ただ今から第10回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### ○ 三島委員長

それでは、審議に入る前に、

議案第18号については、教科用図書の採択に関する案件で、9月以降公表することになっており、議案第19号については、特別支援学級の教科用図書の採択に関する案件です。

また、承認第12号については、人事に関する案件ですので、この3案件については、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

### ○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

議案第18号「平成27年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」、議案第19号「平成27年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」及び承認第12号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第18号「平成27年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」、議案第19号「平成27年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」及び承認第12号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

お諮りいたします。

ただいま公開しないで審議することに決定しました3案件の内議案第18号及び議案第19号について、日程を変更し日程第8の次に審議したいと思います。

これに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、日程第5（議案第20号）から日程第8（議案第23号）を日程第3（議案第20号）から日程第6（議案第23号）に、日程第3（議案第18号）及び日程第4（議案第19号）を日程第7（議案第18号）及び日程第8（議案第19号）に変更することに決定いたしました。

○ 三島委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、これを許します。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、樋上委員をお願いします。

○ 三島委員長

日程第3，議案第20号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

80ページをお開きください。

議案第20号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」の提案理由の説明をします。

規定の整備を行うため、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております議案第20号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」の内容をご説明します。提案理由につきましては、さきほど教育長が説明いたしましたとおりでございますが、今回、規定の整備を行うこととした経緯をまず説明いたします。

奨学金の貸付に関する必要事項については、市長の諮問に応じるため江田島市奨学金貸付審議会を設け審議を行っており、審議会では、新規貸付とともに、返還猶予または返還免除の申請についても審議をしております。

今年度の審議会において、精神障害者保健福祉手帳保持者から、失業中のための返還猶予の申請が出され、審議を行いました。その際、審議会の委員から、「現行条例の返還免除に係る第13条第2号では、「精神又は身体に著しい障害を生じ…」とあるが、規則では身体障害者のみの規定になっている。」という意見や「障害については、身体のみならず精神や知的もありうる。免除や猶予について、他の奨学金制度も参考にし、専門家の意見も聞きながら検討してもらいたい。」との意見が出されました。なお、返還免除及び返還猶予に関する現行の条例や規則について、本日資料を配布させていただきました。条例と規則の不整合については、下の表のとおりでございます。

この度の一部改正の規則案については、これらの経緯をうけてのものでございます。

内容につきましては、81ページが改正条文、82ページが新旧対照表となっております。

82ページをお開きください。

「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表」左側が改正案で、右側が現行でございます。下線部について改正するものです。

第17条につきましては、第17条中の「条例第12条の」の次に、「規定により」を加え、続いて同条第1号を「長期の傷病等により返還が困難と認められるとき。」に改めました。

続いて、第17条第3号を、「災害により損害を被ったため、返還が困難と認められるとき。」に改め、同条第4号を削りました。

続いて、同条第5号中の下線部を左側改正案のとおり改め、同号を同条第4号と改めました。続いて同条第6号を「その他特別な理由があると認められるとき。」と改め、同号を同条第5号と改めました。

第18条につきましては、第18条中の下線部を左側改正案に改め、同条第1号の下線部「本人が」を削りました。

続いて、第18条第2号を「心身の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に制限を受けることとなったとき。」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を3号とし、5号を「その他特別な理由があると認められるとき。」に改め、同号を同条第4号と改めました。

81ページをご覧ください。

附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員長

今回の議題とは直接関係はないですが、国の奨学金について、低所得者に対する返還猶予の記事がありました。機会があれば検討してみてもらいたいと思います。猶予が増えれば資金繰りがうまくいかなくなる面もあるかもしれませんが、奨学金の確実な返還のためには、そういった対応も必要かなと思います。

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第20号「江田島市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4、議案第21号「江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

83ページをお開きください。

議案第21号「江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」の提案理由の説明をします。

規定の整備を行うため、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま議題となっております議案第21号「江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

現行規則と地方教育行政の組織及び運営に関する法律等との整合を図るため、改正を行うものです。

内容につきましては、84ページが改正条文、85ページが新旧対照表となっております。

85ページをお開きください。

「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行でございます。下線部について改正するものです。

地教行法との整合を図るため、第2条第1号の右側下線部を左側改正案のとおり改め、同条第2号右側下線部を左側改正案のとおり改めるものです。

84ページをお開きください。

附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第21号「江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第5，議案第22号「江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

86ページをお開きください。

議案第22号「江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について」の提案理由の説明をします。

規定の整備を行うため、現行告示の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま議題となっております議案第22号「江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

現行要綱とその他の規定との整合を図るため、改正を行うものです。

内容につきましては、87ページが改正条文、88ページが新旧対象となっております。

88ページをお開きください。

「江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行でございます。下線部について改正するものです。

第3条第2項の任命権者について、教育長とされているものを教育委員会に改めるものです。

87ページをお開きください。

附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第22号「江田島市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第6，議案第23号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

89ページをお開きください。

議案第23号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」の提案理由の説明をします。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定に基づいて、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明させます。

○ 生涯学習課長

ただいま議題となっております議案第23号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

条例案ですが、90ページから97ページが制定文、98ページから99ページに参考資料を添付しています。

参考資料「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」で説明させていただきます。

1の条例の趣旨ですが、平成24年8月22日に「子ども・子育て関連3法」が公布されたことに伴い、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、本市が実施する放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2の条例制定の考え方として、条例制定に当たっては、国の基準に従って定めることとします。

3に条例で定める主な基準を掲載しています。設備ですが、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。以下、いずれの項目につきましても、すべて本市の対応は国の基

準に準じたものです。

99ページをお願いします。

表の下に※で経過措置のことについて記載しています。これについても法律に準じたものです。

4の施行期日については平成27年4月1日が予定されています。

この条例の背景ですが、国の少子化対策として、来春から子ども子育て支援新制度が発足されます。その新制度は、保育園での待機児童の解消が主な柱になっています。その関係で日本全国の自治体で関係条例が新規制定されます。関係条例4本ありますが、そのうちの3本が保育園関係、残る1本が放課後児童健全育成事業になります。

放課後児童健全育成事業は教育委員会で担当していますので、この条例案を上程しました。以上で条例案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 樋上委員

職員の資格は①から⑥までであれば、すぐ採用できるということですか。

○ 生涯学習課長

職員資格の①～⑥までいずれかに該当する者で、さらに県が実施する研修を修了しなければならないということになります。

○ 樋上委員

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年の春スタートしますが、それに伴って対象が小学校6年生までになるそうですが、児童厚生員が集まりますか。

○ 生涯学習課長

92ページをご覧ください。

第10条に職員のことを書いています。「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができる」とあります。従って8クラブありますが、最低1人ずつはこの資格をもった者を置かなければならず、それ以外は補助員でいいということになります。

○ 三島委員長

8クラブありますが、設備の面積は、児童1人あたり1.65㎡確保できるんですか。

○ 生涯学習課長

今現在は、定員を定めていますが、いずれのクラブも 1.65 m<sup>2</sup>以上です。平成19年に国のガイドラインが示されており、その際にこの基準に沿った定員設定をしています。

ちなみに 1.65 m<sup>2</sup>は畳1枚分です。

○ 樋上委員

支援の単位のところで、概ね40人以下とありますが1つの施設ですか。

○ 生涯学習課長

支援の単位は1クラブ当たりとなります。

40人を超えるところは、例えば江田島小学校のクラブは現在70人定員ですが、教室を分けて概ね40人以下をクリアする予定です。

○ 樋上委員

施設というのは1つの教室ですか。

○ 生涯学習課長

そうです。

○ 樋上委員

江田島小学校の中に3つぐらい施設があるということですね。

○ 生涯学習課長

来春に向けては、2クラブか3クラブにする予定です。

○ 樋上委員

大古小学校は、かなりいっぱいです。

6年生までになると、今の施設だけでは、とても難しいと思いますが江田島市は大丈夫ですか。

○ 生涯学習課長

今の所は大丈夫です。

大古小学校は面積が広くて108人まで大丈夫ですが、現在、定員50人で30人の入所です。

6年生まで拡大して、45人程度の見込みなので1クラブでできると考えています。

○ 樋上委員

安全面とかがとても心配です。

○ 生涯学習課長

各クラブでは、1年生から3年生までを1つの集団で見ているので、大変苦勞しています。児童厚生員を確保し、できるだけ児童クラブの待機児童を出さないように努力してまいります。

○ 樋上委員

職務内容からしたら賃金が安いです。

○ 生涯学習課長

賃金は、一般厚生員860円、主任1,060円です。

○ 三島委員長

賃金について、国の基準はありますか。

○ 生涯学習課長

ありません。

○ 三島委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第23号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第7、議案第18号「平成27年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

日程第8，議案第19号「平成27年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。(非公開)

○ 三島委員長

日程第9，承認第12号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。(非公開)

○ 三島委員長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了しました。

「その他」

その他では，次の項目について報告を行いました。

- (1) 生活指導上の諸問題集計について
- (2) 第1回柿浦小学校統合説明会のまとめについて
- (3) 平成26年度第63回安芸郡・江田島市中学校夏季総合体育大会結果について

次の教育委員会会議は9月16日(火)9時30分から301会議室で開催します。  
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員